

別表 2

神戸市保育標準時間内延長保育の利用料（月額）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）（ ）内は保育短時間認定における額						
			3歳未満児			3歳以上児			
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0			0			
B	A階層を除き、当該年度市町村民税（特別区民税を含む。）額の区分が次の区分に該当する世帯（なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する）		0			0			
B*									
C			注1	100	100	0	200	100	0
C*				0	0		0	0	
D1				300	200		300	100	
D1*				0	0		0	0	
D2#				400	200		400	200	
D2#*				0	0		0	0	
D2				400	200		400	200	
D3#				600	300		500	200	
D3									
D4	800	400		1,300	600				
D5	1,100	500	2,500	1,200					
D6									

注1 B, C, D1又はD2（所得割課税額77,100円以下の世帯に限る）階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等の場合、階層区分に「*」と追記される。

注2 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とする。